

(案)

(令和7年度変更)

阿武隈川地域森林計画書

(阿武隈川森林計画区)

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

福 島 県

阿武隈川地域森林計画の主な変更内容

変 更 内 容	反映箇所
(1) 地域森林計画の対象とする森林の区域について、林地開発行為の完了により変更した。	Ⅱ－第1
(2) 保安林の計画面積について、近年の集中豪雨等により山腹崩壊が発生し、災害防備機能を早急に発揮させる必要があるなどから計画量を変更した。	Ⅱ－第6－5－(1)－イ 別表5
(3) 治山事業の計画量について、近年の集中豪雨等により山腹崩壊等が発生し、人家等に被害をもたらす危険性が高いことから早急に復旧を図るためなどから計画量を変更した。	Ⅱ－第6－5－(3) 別表6

阿武隈川森林計画区 位置図



□ 森林計画制度について

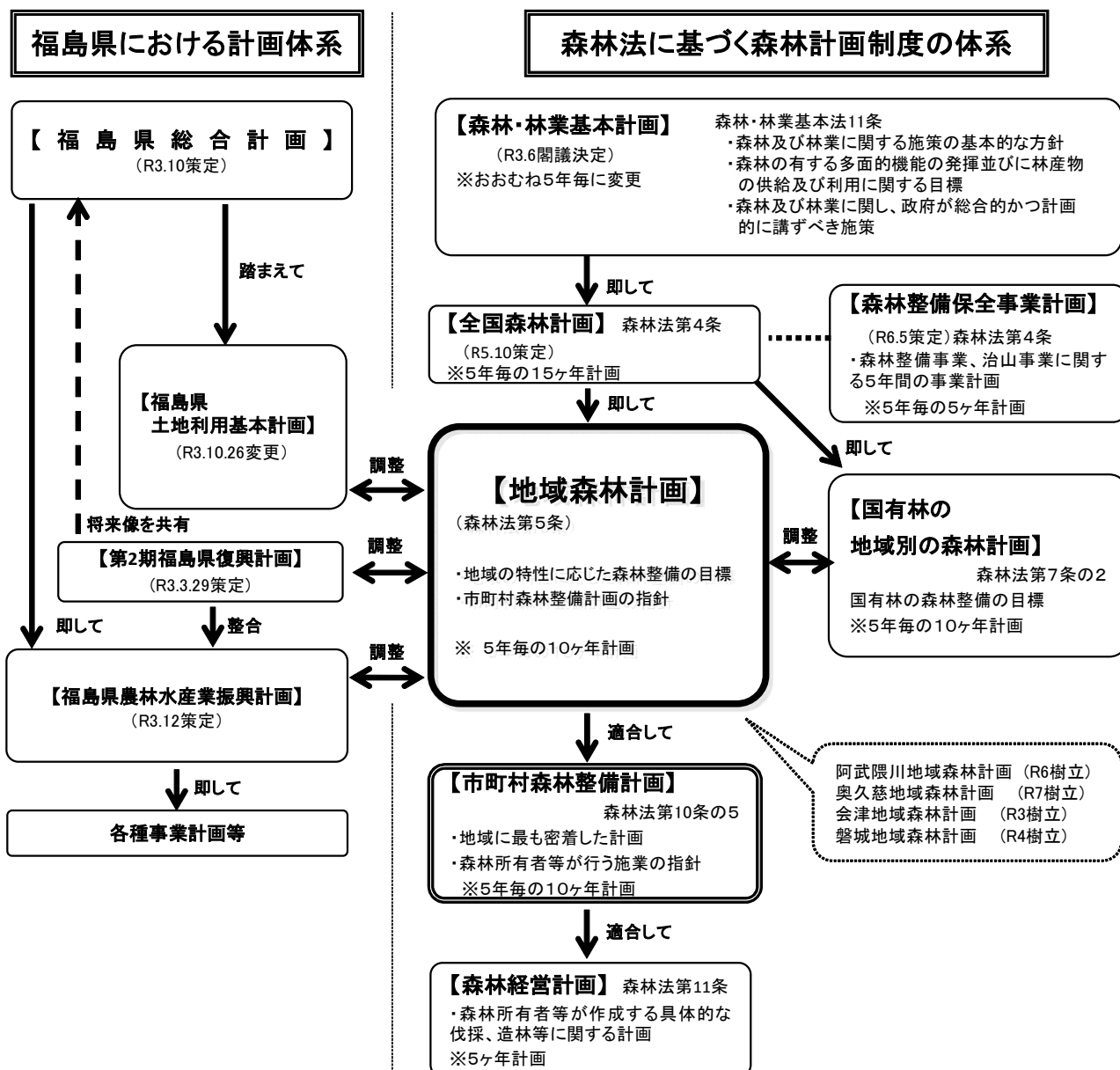
森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。

また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じて実施する必要があるため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して、知事が各森林計画区の民有林について5年毎に10年を1期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となるものです。

森 林 林 業 に 関 す る 計 画



全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

○全国森林計画（計画期間15年）

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
令和5年度樹立 全国森林計画 (令和6～20年度)		前期 5 年					中期 5 年					後期 5 年					

○地域森林計画（計画期間10年）

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
令和 6 年度樹立 阿武隈川地域森林計画 (令和 7 ～16 年度)			前期 5 年					後期 5 年					

目 次

I	計画の大綱	1
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1)	森林の整備及び保全の目標	1
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	1
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	1
2	その他必要な事項	
(1)	森林の放射性物質対策	1
(2)	森林生態系の保全	1
(3)	木質バイオマスの利活用の推進	1
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	1
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	1
(3)	その他必要な事項	1
2	造林に関する事項	
(1)	人工造林に関する指針	1
(2)	天然更新に関する指針	1
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	1
(4)	その他必要な事項	1
3	間伐及び保育に関する事項	
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	1
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	1
(3)	その他必要な事項	1
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	1

- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 1
- (3) その他必要な事項 1

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 1
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 1
- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 1
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 1
- (5) 林産物の搬出方法等 1
- (6) その他必要な事項 1

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 1
- (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 1
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 1
- (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 1
- (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 1
- (6) その他必要な事項 1

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 1
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 1
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 1
- (4) その他必要な事項 1

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針 1
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針 1
- (3) 治山事業の実施に関する方針 1
- (4) 特定保安林の整備に関する事項 1
- (5) その他必要な事項 1

3 鳥獣害の防止に関する事項	
（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	1
（２）その他必要な事項	1
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
（１）森林病虫害等の被害対策の方針	1
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）	1
（３）林野火災の予防の方針	1
（４）その他必要な事項	1
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
（１）保健機能森林の区域の基準	1
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項	1
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	3
2 間伐面積	3
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3
4 林道の開設及び拡張に関する計画	3
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等	3
（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	3
（３）実施すべき治山事業の数量	3
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	3
第7 その他必要な事項	1

別 表

別表 1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	5
別表 2	人工造林及び天然更新別の造林面積	5
別表 3	林道の開設及び拡張に関する計画	5
別表 4	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 ...	5
別表 5	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	6
別表 6	実施すべき治山事業の数量	1 0
別表 7	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	5
別表 8	保安林その他制限林の施業方法	5

I 計画の大綱

変更なし（令和6年度樹立 地域森林計画書のとおり）

II 計画事項

第2、第3、第4、第5、第7については、変更なし。
（令和6年度樹立 地域森林計画書のとおり）

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

森林計画図の閲覧場所は、福島県農林水産部森林計画課（計画区全域）、当該区域を管轄する県の農林事務所及び市町村（いずれも管轄区域のみ）となっています。

なお、本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可^{※1}、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出^{※2}の対象となります。

※1 ※2 保安林及び保安施設地区内の森林を除く。

市町村別面積

単位 面積：h a

区 分			面 積	区 分			面 積	区 分			面 積
県 北 農 林 事 務 所	福 島 市	福 島	(10,924)	県 中 農 林 事 務 所	郡 山 中 市	郡 山	(319)	県 中 農 林 事 務 所	天 栄 村		4,763
		松 川	(2,163)			石 川 町			5,818		
		信 夫	(1,848)			玉 川 村			1,413		
		吾 妻	(4,205)			平 田 村			4,371		
		飯 野	(696)			浅 川 町			1,606		
	計		19,835			古 殿 町			7,291		
	二 本 松 市	二 本 松	(3,866)			三 春 町			2,326		
		安 達	(1,400)			小 野 町			7,605		
		岩 代	(4,402)			計		94,331			
		東 和	(3,218)			県 南 農 林 事 務 所	白 河 市	白 河	(4,815)		
		計		12,886				表 郷	(2,378)		
	伊 達 市	伊 達	(15)	東				(1,461)			
		梁 川	(3,374)	大 信				(3,354)			
		保 原	(1,119)	計			12,008				
		霊 山	(5,507)	西 郷 村			7,757				
		月 舘	(2,841)	泉 崎 村			1,116				
	計		12,856	中 島 村			289				
	本 宮 市	本 宮	(1,132)	矢 吹 町			1,009				
		白 沢	(1,546)	計		22,179					
		市 計		2,678	阿武隈川		177,383				
		桑 折 町		1,482	森林計画区計						
		国 見 町		1,403							
	川 俣 町		7,592								
	大 玉 村		2,142								
	計		60,873								
鏡 石 町			鏡 石 町	312							

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

第6 計画量等

1～4、6については、変更なし。
(令和6年度樹立 地域森林計画書のとおり)

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
総 数 (実面積)	23,491	22,453	
水源涵養のための保安林	13,594	13,037	
災害防備のための保安林	10,056	9,575	
保健、風致のための保安林	1,729	1,729	

(注1)複数の種類で指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない。

(注2)「水源涵養のための保安林」とは森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは第2号から第7号までの目的、「保健、風致の保存等のための保安林」とは第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。なお、保安林の種類については、別表8の別紙2参照。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等については、別表5のとおりです。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

変更なし (令和6年度樹立 地域森林計画書のとおり)

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

特になし

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の数量については、事業の重要性、緊急度等を勘案し、林班(尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域)を単位として、別表6のとおり計画しました。

別 表

以下、別表 1、2、3、4、7、8 については変更なし。

別表 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
(令和 6 年度樹立 地域森林計画書 別表 1 に同じ)

別表 2 人工造林及び天然更新別の造林面積
(令和 6 年度樹立 地域森林計画書 別表 2 に同じ)

別表 3 林道の開設及び拡張に関する計画
(令和 6 年度樹立 地域森林計画書 別表 3 に同じ)

別表 4 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
(令和 6 年度樹立 地域森林計画書 別表 4 に同じ)

別表 7 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法
及び時期
(令和 6 年度樹立 地域森林計画書 別表 7 に同じ)

別表 8 保安林その他制限林の施業方法
(令和 6 年度樹立 地域森林計画書 別表 8 に同じ)

別表5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の
所在及び面積等

総括表

単位 面積:ha

指定/解除	種類	森林の所在	面積		備考
		農林事務所		うち前半5年分	
指定	水源かん養保安林	県 北	894	639	
		県 中	947	653	
		県 南	41	33	
		計	1,882	1,325	
	土砂流出防備保安林	県 北	496	324	
		県 中	366	261	
		県 南	544	342	
		計	1,406	927	
	土砂崩壊防備保安林	県 北	84	84	
		県 中	60	60	
		県 南	12	10	
		計	156	154	
	落石防止保安林	県 北	-	-	
		県 中	6	6	
		県 南	1	1	
		計	7	7	
	合 計		3,451	2,413	
解除	土砂流出防備保安林	県 北	-	-	
		県 中	2	2	
		県 南	-	-	
		計	2	2	
	土砂崩壊防備保安林	県 北	1	1	
		県 中	-	-	
		県 南	-	-	
		計	1	1	
	防風保安林	県 北	-	-	
		県 中	-	-	
		県 南	1	1	
		計	1	1	
	水害防備保安林	県 北	2	2	
		県 中	-	-	
		県 南	-	-	
		計	2	2	
	合 計		6	6	

*「-」は該当なしを示す。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市町村	区域				
指定	水 源 かん養 保 安 林	福島市	3,4,11,15,21,29, 168,170,171,177, 185	284	179	水源の ^{かん} 涵養	
		伊達市(霊山)	16,17,20,40,47	153	101		
		伊達市(月舘)	3,4,21,22,48,49,50	134	78		
		伊達市(梁川)	3,5,25,31,34	159	156		
		二本松市(岩代)	3,7,8,56	67	67		
		川俣町	34,93,99,100,101	56	17		
		桑折町	6,7	41	41		
		小計		894	639		
	土砂流出防備 保 安 林	福島市	44,48,56,96,97,101,155 ,156,157,158	144	80	土砂の流出 の防備	
		二本松市(岩代)	34,36,52	33	33		
		二本松市(東和)	2,36,40,46	24	11		
		伊達市(霊山)	17,44,60,61,63,73,83	87	52		
		伊達市(月舘)	2,3,32,36,37,38,48	76	32		
		伊達市(梁川)	26, <u>40</u> ,41	<u>48</u>	<u>48</u>		
		川俣町	2,24,27,37,50,52,87	45	29		
		大玉村	7	39	39		
		小計		<u>496</u>	<u>324</u>		
	土砂崩壊防備 保 安 林	福島市	14,50	2	2	土砂の崩壊 の防備	
		二本松市(二本松)	8,47	7	7		
		二本松市(東和)	3,15,79	3	3		
		二本松市(岩代)	34,36,102	9	9		
		伊達市(梁川)	16,22,36,40,50,51	17	17		
		伊達市(霊山)	27,35,39,,83	23	23		
		伊達市(月舘)	1,5,9,33,35,51	18	18		
		川俣町	19,46	5	5		
		小計		84	84		
	合 計			1,474	1,047		
解除	水 害 防 備 保 安 林	福島市	6	1	1	道路用地と するため	
		小計		1	1		
		二本松市	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	河川用地と するため	
		小計		<u>1</u>	<u>1</u>		
	土砂崩壊防備 保 安 林	川俣町	<u>110</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	水路用地等 とするため	
		小計		<u>1</u>	<u>1</u>		
	合 計			<u>3</u>	<u>3</u>		

*小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4以下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除 を必要とする 理 由	備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
指定	水源かん養 保安林	郡山市	8-11,36,37,41- 44,51,62-64,68- 75,102,103,154	810	548	水源の涵養 ^{かん}	
		須賀川市(長沼)	6,7,8,10,14-42,43	65	40		
		田村市(船引)	8	47	47		
		古殿町	15-42	25	18		
		小計		947	653		
	土砂流出防備 保安林	郡山市	12,24-27,27-30	134	107	土砂の流出 の防備	
		須賀川市(長沼)	8,17,19,21- 34,42,43	87	50		
		田村市(船引)	18	26	26		
		田村市(都路)	41	5	5		
		天栄村	28,31	58	33		
		石川町	62,63,84,87-89,122	26	16		
		古殿町	14,48,57,60,67	30	24		
		小計		366	261		
	土砂崩壊防備 保安林	郡山市	8-11,36,37,41- 44,51,62-64,68- 75,102,103,154	14	14	土砂の崩壊 の防備	
		須賀川市(須賀川)	22,23	1	1		
		須賀川市(長沼)	22-24,35,36	2	2		
		田村市(都路)	22,52,58	3	3		
		天栄村	3,28	9	9		
		石川町	62,63,84,87-89,122	5	5		
		古殿町	14,29,36,48,57,60, 67	6	6		
		平田村	13	1	1		
		小野町	52,63,64,82,94,95, 97,102	19	19		
		小計		60	60		
	落石防 止保安林	天栄村	3	1	1	落石の防止	
		古殿町	57,68	5	5		
		小計		6	6		
	合 計				1,379	980	
解除	土砂流出防備 保安林	郡山市	22,30,31,32,33	2	2	道路用地	
		小計		2	2		
	合 計				2	2	

*小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4以下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

県南農林事務所

単位 面積:ha

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
指定	水源かん養 保安林	白河市(表郷)	6	8	6	水源の ^{かん} 涵養	
		白河市(白河)	35,36	33	27		
		小計		41	33		
	土砂流出防備 保安林	白河市(白河)	14,15,43,62	84	74	土砂の流出 の防備	
		白河市(表郷)	14,16,17,22	16	13		
		白河市(大信)	49	37	30		
		西郷村	53,58,71,72,75,76, 77,79,85,86,88,91, 93	407	225		
		小計		544	342		
	土砂崩壊防備 保安林	白河市(白河)	11,57	6	5	土砂の崩壊 の防備	
		白河市(大信)	12,42,43,44,52,53, 54	5	4		
		西郷村	9	1	1		
		小計		12	10		
	落石防 止保安林	白河市(大信)	12	1	1	落石の防止	
		小計		1	1		
	合 計				598	386	
解除	防風保安林	西郷村	57	1	1	道路用地	
		小計		1	1		
	合 計				1	1	

*小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4以下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

別表6 実施すべき治山事業の数量

県北農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域 (林班)		うち前半5年分		
福島市	土湯温泉町 (98,104,107)	3		山腹工、雪崩防止柵工	
	飯坂町 (148,164,182)	3		山腹工等、森林整備、溪間工	
	大笹生 (87)	1		山腹工	
	町庭坂 (1,3,4)	2		山腹工、森林整備	
	御山 (26,27)	1		森林整備	
	佐原 (108)	1		山腹工	
	大波 (14, 19)	3		山腹工	
	山口 (44)	2		山腹工、溪間工	
	渡利 (50)	1		山腹工	
	在庭坂 (56)	1		谷止工	
	小計	18	13		
二本松市	平石高田 (67,85)	2		森林整備	
	二又 (8)	1		山腹工	
	小計	3	1		
二本松市 (安達)	吉倉 (32)	2		森林整備	
	小計	2			
二本松市 (岩代)	杉沢 (35)	2		山腹工	
	西新殿 (46,48,49)	10		山腹工、改植工、森林整備	
	小計	12	10		
二本松市 (東和)	太田 (79)	1		森林整備	
	戸沢 (40,53)	2		山腹工、森林整備	
	木幡 (15)	1		山腹工	
	小計	4	2		
伊達市 (保原)	柱田 (2,3,4)	3		山腹工、改植工、森林整備	
	金原田 (2,4)	2		森林整備	
	上保原 (20)	1		森林整備	
	小計	6			
伊達市 (梁川)	梁川 (12)	1		森林整備	
	山舟生 (40,41)	2		山腹工、溪間工	
	白根 (22)	1		森林整備	
	舟生 (26)	1		溪間工	
	小計	5	4		
伊達市 (霊山)	大石 (22, 43)	1		溪間工	
	石田 (33,34,43,54,57,58)	6		山腹工、溪間工、森林整備	
	山戸田 (33)	1		山腹工、森林整備	
	掛田 (63,68)	3		山腹工、森林整備	
	泉原 (3)	1		森林整備	
	下小国 (73)	1		山腹工	
	上小国 (81)	1		森林整備	
	小計	14	5		

県北農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域 (林班)		うち前半5年分		
伊達市 (月舘)	布川 (25,27,28,30,32,33)	6		山腹工、溪間工、森林整備	
	上手渡 (42)	1		山腹工	
	下手渡 (46)	1		山腹工	
	月舘 (39)	1		溪間工	
	御代田 (38, 40)	2		溪間工	
	小計	11	4		
国見町	石母田 (17)	1		森林整備	
	内谷 (14)	1		森林整備	
	小計	2			
川俣町	小島 (34,46)	2		山腹工、森林整備	
	小綱木 (87)	1		溪間工	
	飯坂 (52)	1		山腹工、溪間工	
	東福沢 (24)	1		山腹工	
	小計	5	2		
本宮市	白岩 (44)	3		森林整備	
	稲沢 (32)	3		森林整備	
	小計	6			
大玉村	玉井 (1,2,7,8,10,15)	4		山腹工、溪間工	
	小計	4	3		
合 計		92	44		

県中農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域 (林班)		うち前半5年分		
郡山市	熱海町安子島 (14)	1		山腹工	
	熱海町玉川 (109,110)	1		山腹工	
	田村町田母神 (62-64,68-70)	2		山腹工	
	中田町下枝 (8-11,47,48)	2		山腹工	
	逢瀬町多田野 (27-30,35,39-42)	4		溪間工、森林整備	
	逢瀬町河内 (15)	1		森林整備	
	湖南町浜路 (15-18,25,26)	1		山腹工	
	湖南町福良 (51,97-100,106-111,115-120,128,134)	7		山腹工、森林整備	
	湖南町赤津 (132,139,143,144,145-147,150-151,154)	6		溪間工、山腹工 森林整備	
	湖南町横沢 (24-40)	3		溪間工、森林整備	
	湖南町舟津 (41-44)	1		山腹工	
	湖南町三代 (82)	1		溪間工	
	湖南町中野 (70,71,73-75)	2		溪間工、山腹工	
小計		32	23		
須賀川市 (須賀川)	岩渕 (22,23)	1		山腹工	
	小計	1	1		
須賀川市 (長沼)	江花 (22-24,35,36)	2		山腹工	
	小計	2	1		
須賀川市 (岩瀬)	梅田 (18-23)	1		森林整備	
	滝 (18,23,26)	1		森林整備	
	小計	2	1		
田村市 (船引)	南移 (144,148,150)	2		森林整備、山腹工	
	小計	2	2		
田村市 (都路)	岩井沢 (52,58)	2		山腹工	
	古道 (16,22,41)	3		溪間工、山腹工	
	小計	5	5		
天栄村	牧之内 (28,31)	2		山腹工、溪間工	
	大里 (17)	1		山腹工、溪間工 森林整備	
	白子 (3)	1		山腹工	
	小計	4	4		

県中農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域 (林班)		うち前半5年分		
石川町	双里 (62)	1		山腹工	
	南山形 (87,93)	1		山腹工	
	北山形 (88,89)	1		山腹工	
	母畑 (20)	2		山腹工、森林整備	
	北山 (28,29,32,34,39)	1		森林整備	
	中田 (42)	1		山腹工	
	板橋 (122)	1		山腹工	
	山形 (84)	1		山腹工	
	大室 (63)	1		山腹工	
	小計	10	5		
浅川町	浅川 (13)	1		森林整備	
	小計	1			
平田村	永田 (13)	1		山腹工	
	鴫子 (6)	1		山腹工	
	小計	2			
古殿町	大久田 (41,44,45)	3		山腹工、溪間工 森林整備	
	田口 (39,54)	1		森林整備	
	松川 (57-60,67,68)	6		山腹工、森林整備	
	山上 (29,36)	1		山腹工	
	小計	11	7		
小野町	飯豊 (52,60,63)	4		山腹工	
	湯沢 (64,69,70,71,127)	3		山腹工	
	雁股田 (2)	1		山腹工	
	谷津作 (19)	1		山腹工	
	和名田 (95)	1		山腹工	
	上羽出庭 (95,96,97,102)	4		山腹工	
	塩庭 (110)	1		山腹工	
	小計	15	13		
合 計		87	62		

県南農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域 (林班)		うち前半5年分		
白河市 (白河)	双石 (11)	2		山腹工	
	大 (43,44)	2		山腹工、溪間工、 森林整備	
	豊地 (57)	1		森林整備	
	萱根 (52)	1		森林整備	
	旗宿 (22)	1		森林整備	
	関辺 (14, 15)	3		溪間工	
	小田川 (62)	1		森林整備	
	小計	11	5		
白河市 (表郷)	金山 (6,7,8,9,11)	5		溪間工、森林整備	
	番沢 (15,23)	2		森林整備	
	中野 (14,16,17)	5		溪間工、森林整備	
	内松 (20,21)	2		山腹工、森林整備	
	小計	14	8		
白河市 (大信)	隈戸 (36,42,43,44,49, 53)	4		山腹工、溪間工、 森林整備	
	下小屋 (56,59)	1		森林整備	
	増見 (8,12)	2		山腹工、森林整備	
	豊地 (16,19,23)	2		山腹工、溪間工、 森林整備	
	上新城 (29)	1		山腹工、森林整備	
	小計	10	5		
西郷村	大字真船 (10,17,27,28,35, 38,109)	4		山腹工、溪間工、 森林整備	
	大字鶴生 (52,53,55,57,58, 60,63,64,77,111)	5		溪間工、山腹工、 植栽工、森林整備	
	大字小田倉 (7,9)	1		山腹工、森林整備	
	大字柏野 (47)	1		森林整備	
	大字羽太 (70,71,72,75,76,77, 78,81,82,85,86,87, 89,91,95,96)	9		溪間工、山腹工、 谷止工、流路工、 森林整備	
	大字米 (45)	1		森林整備	
	小計	21	13		
泉崎村	大字泉崎 (16)	1		森林整備	
	小計	1	1		
合 計		57	32		